

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月30日

【ファンド名】 インダストリア
(Industria)

【発行者名】 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー
(Allianz Global Investors GmbH)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 インゴ・マイネルト
(Ingo Mainert)
業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド
(Petra Trautschold)
業務執行役員 ビルテ・trenクナー
(Birte Trenkner)
業務執行役員 ヴェレナ・イエーガー
(Verena Jäger)
業務執行役員 アレクサンドラ・アウアー
(Alexandra Auer)
業務執行役員 ロバート・シュミット
(Robert Schmidt)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラン
トシュトラッセ 42-44
(Bockenheimer LandstaBe 42-44, 60323 Frankfurt, The
FederalRepublic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 中 野 恵 太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおりファンドの投資方針および投資制限の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 変更の内容についての概要

ファンドの投資方針および投資制限が、以下のとおり変更されました。

(注) 変更箇所には下線を付しています。

投資方針

ファンドの投資方針の目的は、投資原則の枠組みの範囲内で、また、ファンドが推進する環境および／または社会的特性に沿って、主として欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長を達成することである。

ファンドの運用アプローチ

(中略)

PAI指標は、投資決定が持続可能性要因に及ぼすまたは及ぼしうる重大な影響を特定するために設計された様々な指標である。PAI指標には、とりわけ、温室効果ガスの排出量、生物多様性、水、廃棄物ならびに法人発行体に関する社会的検討事項および労働に関する検討事項ならびに該当する場合は、政府発行証券への投資に関する指標が含まれる。PAI指標は、発行体がどのように持続可能性要因に悪影響を及ぼすかを測定するために用いられる。

ファンドが追求する投資方針の目的（投資原則の枠組みの範囲内で、また、ファンドが推進する環境および／または社会的特性に沿って、主として欧州株式市場への投資を通じた元本成長）を達成するために、投資運用会社は、以下に説明する様々な手順を実行しなければならない。

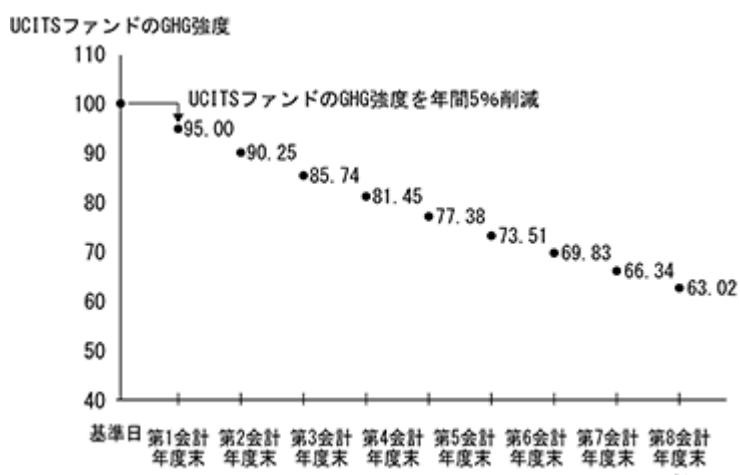
1. 第一段階として、環境および／または社会的特性を促進するために、環境および／または社会的に問題のある事業活動に關与している発行体への投資をUCITSファンドの投資対象から除外する除外基準を適用する。このプロセスの一環として、管理会社は、投資先企業が優れたガバナンス慣行および国際連合グローバル・コンパクトの原則、OECD多国籍企業行動指針および国際連合のビジネスと人権に関する指導原則などの原則および指針に著しく違反していることが判明した場合、UCITSファンドの投資対象から除外する。この目的のため、管理会社は、後記「(5) 投資制限、投資約款により課される投資制限」の「最低除外基準」の項にて明記および説明されている一定の最低除外基準を適用する。
2. 第二段階として、管理会社は、投資先企業の温室効果ガス排出量（かかるデータが入手可能な場合）に基づき、資産（現金および派生商品を除く。）を評価する。下記3で言及されている目的は、UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均温室効果ガス排出強度を参照することにより達成される。当該排出強度は、以下のとおり定義および計算される。

UCITSファンドのポートフォリオの加重平均温室効果ガス排出強度（GHG排出強度）は、影響ある発行体について必要なデータが入手可能である限り、UCITSファンドのすべての発行体のGHG排出強度（収益100万米ドル当たり二酸化炭素換算トン）を用いて計算される。この意味における企業のGHG排出強度には、当該企業の直接的な温室効果ガス排出量（GHG排出量）（スコープ1）および当該企業のエネルギー供給者により生み出されるエネルギー（例：電力、熱）に関連した当該企業の間接的なGHG排出量（スコープ2）の双方が含まれる。その後、当該企業のGHG排出量（スコープ1およびスコープ2）は、当該企業の収益（非金融企業の場合は収益、金融企業の場合は総利益）に関連して設定される。GHG排出強度データを有する発行体のポートフォリオの組入比率は、UCITSファンドのポートフォリオにおけるその組入比率の合計が100%になるように算術的に調整される。例えば、必要なGHG排出強度のデータがUCITSファンドの一部についてのみ入手可能である場合、当該部分は、GHG排出強度の計算の目的上、UCITSファンドのポートフォリオ全体を構成するように算術的に使用される。これにより、主要な数値として、下記「資産」の項に基づきUCITSファンドのポートフォリオに保有され、後記「(5) 投資制限、投資約款により課される投資制限」のに従って評価可能な資産に基づくUCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度が得られる。これに基づき、管理会社は、各会計年度末までに、UCITSファンドのポートフォリオにおけるGHG排出強度が、下記3に定める要件に従い、UCITSファンドの前会計年度末の目標値より5.00%低くなるよう、UCITSファンドのポートフォリオを管理する。

3. UCITSファンドは、推進する環境および／または社会的特性の枠組みの範囲内で、以下の目的を追求する。

UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度（収益）を、UCITSファンドが推進する環境および／または社会的特性への投資方針の移行日（以下「基準日」という。）を起点として、年率5.00%（年間改善率）以上改善すること。基準日以降のUCITSファンドのすべての会計年度末について、UCITSファンドのポートフォリオの最大許容GHG排出強度が、基準日に以下のとおり計算される。UCITSファンドのポートフォリオにおける加重平均GHG排出強度（収益）を複利原則に従って目標年間改善率（年率5.00%）で削減した数値が、各会計年度末におけるUCITSファンドのポートフォリオの最大許容GHG排出強度となる。UCITSファンドの各会計年度末について、年間改善率が前会計年度末の目標値に適用される。会計年度の期間中におけるUCITSファンドのポートフォリオのGHG排出強度は、前会計年度末における最大許容GHG排出強度の10%を超えない範囲で、その会計年度末における最大許容GHG排出強度を超えることができる。基準日がUCITSファンドの会計年度末と同一でない場合、基準日から第一会計年度末までの期間については、年間改善率の期間に応じた比例按分が適用される。

UCITSファンドのGHG排出強度の年次改善状況を示す図



上記に記載された手順の実行を、以下「投資戦略」という。

ファンドの経営陣が行う投資決定の文脈において取得されるすべての資産は、当該資産の法的性質が許す限り、一般的に上記の投資戦略のプロセスに対応している。また、サステナブルファイナンス開示規則^(注)第8条に従い、投資戦略は、特定のリスク、特にレピュテーションリスクを一定の範囲で制限しうる特性（例えば、特定の業界または格付が最低である発行体の除外）を有している。

(注) SFDRまたはサステナブルファイナンス開示規則とは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088を意味する。

サステナブルファイナンス開示規則第8条に従って投資戦略が適用されて以来、タクソノミー規則^(注)第6条に基づき開示されるあらゆる関連ある情報は、「サステナブルファイナンス開示規則に従ったファンド運用およびタクソノミー規則に従って開示される具体的な情報」と題する章に記載されている。ファンドは、特性の中でも特に、環境的特性もしくは社会的特性またはそれらの特性の組み合わせを促進する場合、サステナブルファイナンス開示規則第8条第1項に従って運用される。ただし、ファンドの投資先企業が優れたコーポレート・ガバナンス慣行を適用していることを条件とする。

(注) タクソノミー規則とは、サステナブル投資を促進するための枠組みの設定に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852を意味する。

更なる情報（追加の詳細情報を含む。）は、管理会社のグローバル・コーポレートガバナンス・ガイドラインに記載されており、ウェブサイト(<https://allianzglobalinvestors.com>)において確認することができる。

上記に概説された投資戦略を適用する場合、ファンドの経営陣は、温室効果ガスの排出量、生物多様性、水、廃棄物ならびに法人発行体に関する社会的検討事項および労働に関する検討事項ならびに該当する場合は、国債への投資に対して適用される指標とともに、社内のSFDR対象ファンド^(注)の取得にも関連して適用される、個々の投資戦略（概要については、下記を参照のこと。）について記載した除外基準に関連するいわゆる「PAI指標」（概要については、上記を参照のこと。）を考慮する。PAI指標は、具体的な投資戦略において定められるファンド・マネジャーの投資プロセスの一環として、除外基準によって考慮される。

(注) SFDR対象ファンドとは、サステナブルファイナンス開示規則第8条または第9条に従って環境的特性もしくは社会的な特性または持続可能な投資を促進することを目的とする対象ファンドを意味する。外部のSFDR対象ファンドは、本書に記載される内部のSFDR対象ファンドに適用されるものとは異なる、追加のまたは他の持続可能性特性および／または除外基準を適用することがある。

PAI指標に関して要求されるデータの網羅範囲は、多様な要素により構成されている。データ不足により、ファンド・マネジャーは、投資対象の会社におけるジェンダーごとの未調整の賃金格差を依然として評価することができない。さらに、生物多様性、水および廃棄物に関するデータの網羅範囲は狭く、対応するPAI指標は、国連グローバル・コンパクトの一部である深刻な論争中の問題から除外されるものと考えられる。ファンド・マネジャーは、このように、データの網羅範囲が狭いPAI指標のデータの網羅範囲を拡大するよう尽力している。ファンド・マネジャーは、データの入手可能性が、当該データの評価を投資プロセスに組み込むことができるほど十分に高まったかを定期的に確認する。

資産

投資運用会社は、ファンドのために以下の資産を取得することができる。

(後略)

投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

・投資法により課される制限

(中略)

特定の発行体の一般的な除外

(中略)

当該除外は、発行体としての会社に対してのみ適用される。ファンドは、指数等の証券バスケットに投資することができ、それには上記の除外基準に該当する証券が含まれる可能性がある。この除外を行うにあたっては、様々な外部のデータおよびリサーチ提供者が利用されている。

買戻し制限

(中略)

・投資約款により課される投資制限

UCITSファンドの資産総額の75%以上は、前記「(1) 投資方針、資産」の から の意味の範囲内で指定された、GHG排出強度が評価可能な資産に投資される。また、すべての発行体は、その事業活動の過程において、優れたガバナンスに関する規則（EU）2019/2088の第2条(17) に規定された側面を遵守しなければならない。特定の資産（前記「(1)投資方針」の （ハ）および（ニ）ならびに 、 および ）は、そのGHG排出強度に関するデータが入手できないため、評価されることができない。同様に、個々の資産（前記「(1)投資方針」の （イ）および（ロ）、 ならびに ）もまた、入手可能なデータの不足により、GHG排出強度を評価されることができない場合がある。前記「(1)投資方針」の に基づく資産は、当該資産が、その後、GHG排出強度が評価可能な資産に投資され、かつ、その発行体はその事業活動の過程において優れたガバナンスに関する規則（EU）2019/2088の第2条(17) に規定された側面を遵守する限りにおいてのみ、第一文に基づく制限の範囲内に含まれる。

（中略）

規則（EU）2019/2088の第2条(17)に従って持続可能な投資とみなされる株式、株式相当証券および固定利付証券の投資比率は、UCITSファンドの資産総額の10%を下回ってはならない。

規則（EU）2020/852（「タクソノミー規則」）に適合する投資対象とみなされる株式、株式相当証券および固定利付証券の投資比率は、UCITSファンドの資産総額の0.01%を下回ってはならない。

上記 から に記載される投資制限に基づき、追加の要件として、UCITSファンドの資産（資産額は、負債を考慮に入れない場合のUCITSファンドの資産価値によって決定される。）の70%以上は、UCITSファンドについて規定された投資条件に従って購入することができるドイツ投資税法第2条第(8)項の意味の範囲内におけるエクイティ投資対象に投資されるものとする。このプロセスにおいて、対象投資ファンドの実際の持分投資比率が考慮されることがある。

最低除外基準

投資運用会社は、UCITSファンドの最低除外基準を適用し、以下の企業の有価証券には投資しない。

- 国際連合グローバル・コンパクトの原則、OECD多国籍企業行動指針および国際連合のビジネスと人権に関する指導原則などの原則および指針に著しく違反する企業
- 論争的となっている兵器（例：核兵器の不拡散に関する条約（別名：核兵器不拡散条約）の枠外にある核兵器、対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器、生物兵器、劣化ウランおよび白リン）を開発、製造、使用、保持、販売提供、流通、保管または輸送する企業
- その収益の10%超を発電所向けの石炭採掘から得る企業
- タバコの製造に関与する企業またはその収益の5%超をタバコの販売から得る企業
- 公益事業部門で事業を行い、その収益の20%超を石炭から得る企業

フリーダムハウス指標が不十分である政府発行体への直接投資は除外される。フリーダムハウス指標が不十分となるのは、該当する法域が、フリーダムハウス指標（「グローバル・フリーダム・スコア」）において「不自由（not free）」と格付けされる場合である。本件に関する詳細な情報は、英文目論見書に記載されている。

フリーダムハウス指標が不十分となるのは、該当する法域が、フリーダムハウス指標（<https://freedomhouse.org/countries/freedom-world/scores>（「グローバル・フリーダム・スコア」の項目の「トータル・スコアおよびステータス」の欄）で閲覧可能）において「不自由（not free）」と格付けされる場合である。

最低除外基準は、外部データ提供者からの情報に基づいており、また、取引前および取引後のコンプライアンスの観点から暗号化されている。少なくとも6か月の間隔で見直しが行われるものとする。

投資者向け重要情報

ファンドは、特に、環境的もしくは社会的特性またはかかる特性の組み合わせを促進する。ただし、ファンドが投資する有価証券の発行体は、規則（EU）2019/2088（「金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則」）第8条の意味の範囲内における優れたコーポレート・ガバナンスを実行するものとする。

発行体のパフォーマンス、流動性、リスクならびに財務的および経済的成功などの財務上および経済上の基準に加えて、ファンドの運用においては、環境、社会問題およびコーポレート・ガバナンスに関する発行体のパフォーマンスなどのその他の基準が評価され、考慮される。上記にかかわらず、サステナブル資産への投資を追求するものではない。

（口）変更の年月日

2025年6月27日

添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状